

彩の国 大規模盛土造成地マップ

「大規模盛土造成地マップ」とは、谷間や斜面に大規模な盛土を行い宅地造成した場所のおおむねの範囲を示したものです。

安心・安全なまちづくり

① 宅地耐震化推進事業の背景

平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震や平成19年の新潟県中越沖地震などでは、大規模に谷を埋めた造成宅地で多くの住宅や周辺の公共施設等に甚大な被害をもたらしました。

このような状況を受けて、国は地震による宅地地盤災害の未然防止や軽減を図り、宅地の安全性を確保するため、「宅地造成等規制法」などの法改正を行いました。また、平成18年には、大規模盛土造成地の変動予測調査や滑動崩落防止工事を実施できる宅地耐震化推進事業を創設しました。



阪神・淡路大震災による盛土崩落

② 埼玉県の取り組み状況

近年、南関東地域に大きな被害を及ぼすおそれのある東京湾北部地震や深谷断層など県内に複数存在する活断層による内陸型地震の発生が懸念されています。このような大地震による造成宅地の滑動崩落は、大切な財産だけでなく、時には生命さえも失うことになります。

このため、県では西部の山地、中央部の丘陵・台地、東部の低地という多様な地形により構成されている地形状況を踏まえ、平成20年度から大規模盛土造成地の変動予測調査（一次スクリーニング）を実施

③ 上尾市の取り組み状況

一次スクリーニングの結果を基に、二次スクリーニングを行うための二次スクリーニング計画（造成年代調査、簡易地盤調査、優先度評価、宅地カルテの作成）を令和2年度に実施しました。

造成宅地防災区域とは...

宅地造成等規制法の改正（平成18年9月施行）により導入されたものです。宅地造成等規制法に基づき宅地造成に伴う災害で、相当数の居住者その他のものに危害を生じさせるおそれの大きい一団の造成宅地（これに附帯する道路等を含む）の区域であって、政令で定める基準に該当する土地を県知事等^{※1}が指定するものです。

造成宅地防災区域に指定されると...

県知事等が造成宅地防災区域を指定すると、宅地所有者等に対して、災害防止のため必要があると認める場合、災害防止上のために必要な措置をとることを勧告することができます。また、相当の猶予期限を設けて擁壁等の設置などの工事を行うことを命ずることができます。

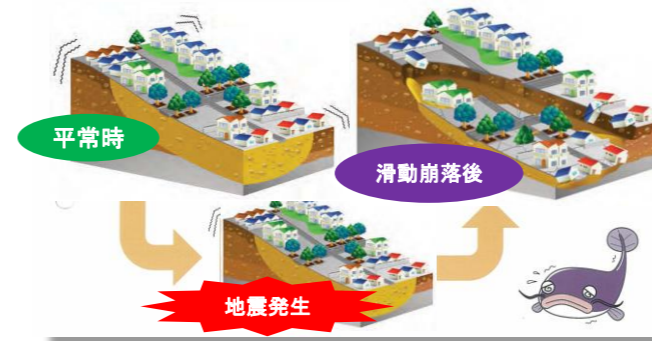
宅地所有者等^{※2}は、勧告や改善命令を受けた場合、災害の発生のおそれのある問題点を速やかに是正する義務が生じます。滑動崩落の危険が高いなど一定の条件を満たす場合、改善するための費用について国からの補助を受けることができます。また、融資制度や税制上の優遇措置が受けられる場合があります。

※1【県知事等】 都道府県知事、政令市・中核市・特例市の長
 ※2【宅地所有者等】 宅地の所有者、管理者又は占有者

【宅地耐震化に関するホームページ】

- 国土交通省 「宅地防災トップ」 <http://www.mlit.go.jp/crd/web/index.html>
- 国土交通省 「宅地防災マニュアル」 http://www.mlit.go.jp/crd/web/topic/pdf/takuchibousai_manual070409.pdf
- 国土交通省 「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドラインの解説」 https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000015.html

滑動崩落とは...



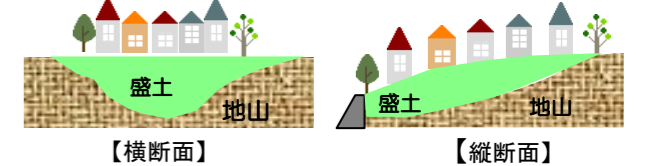
滑動崩落現象

地震時に造成宅地において、盛土部の全体または一部が盛土部と地山部の境をすべり面として、旧地形に沿って動いたり、崩れたりする現象のことです。

大規模盛土造成地とは...

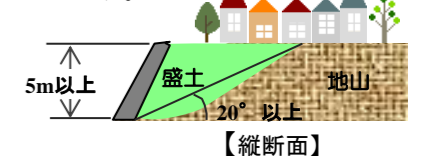
① 谷埋め型大規模盛土造成地

地山が谷となる部分を埋め立てて、盛土して地盛土面積が3,000㎡以上となっているものです。



② 腹付け型盛土造成地

原地盤（地山）の勾配が20度以上かつ盛土高5m以上の盛土となっているものです。



宅地耐震化推進事業の進め方

大規模盛土造成地の変動予測調査

予測調査（国の補助制度）の実施

【事業主体：県又は市町村】

① 一次スクリーニング

「大規模盛土造成地」の位置と規模を把握
 「大規模盛土造成地マップ」の作成と公表

← (H21年度埼玉県実施)

優先度の高い造成地の調査
 第二次スクリーニング計画作成
 (R2年度上尾市実施)

② 二次スクリーニング

地震時等に滑動崩落のおそれがあるもの

造成宅地防災区域の指定

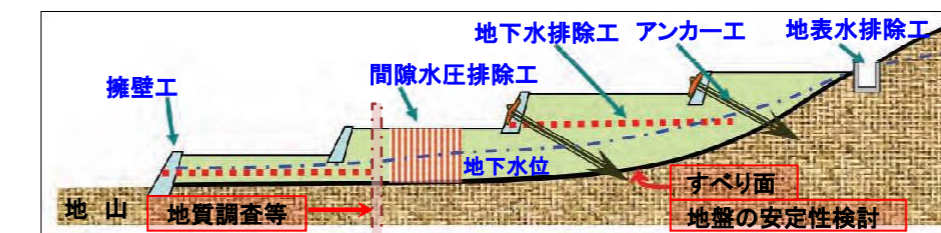
宅地造成等規制法に基づく勧告・改善命令

【事業主体：県知事等】

滑動崩落防止工事の実施

対策工事（国の補助制度）の実施、融資制度、税制上の優遇措置

【事業主体：宅地所有者等】



【現地調査及び、滑動崩落防止工事のイメージ】



阪神・淡路大震災による盛土崩落



地下水排除工の例



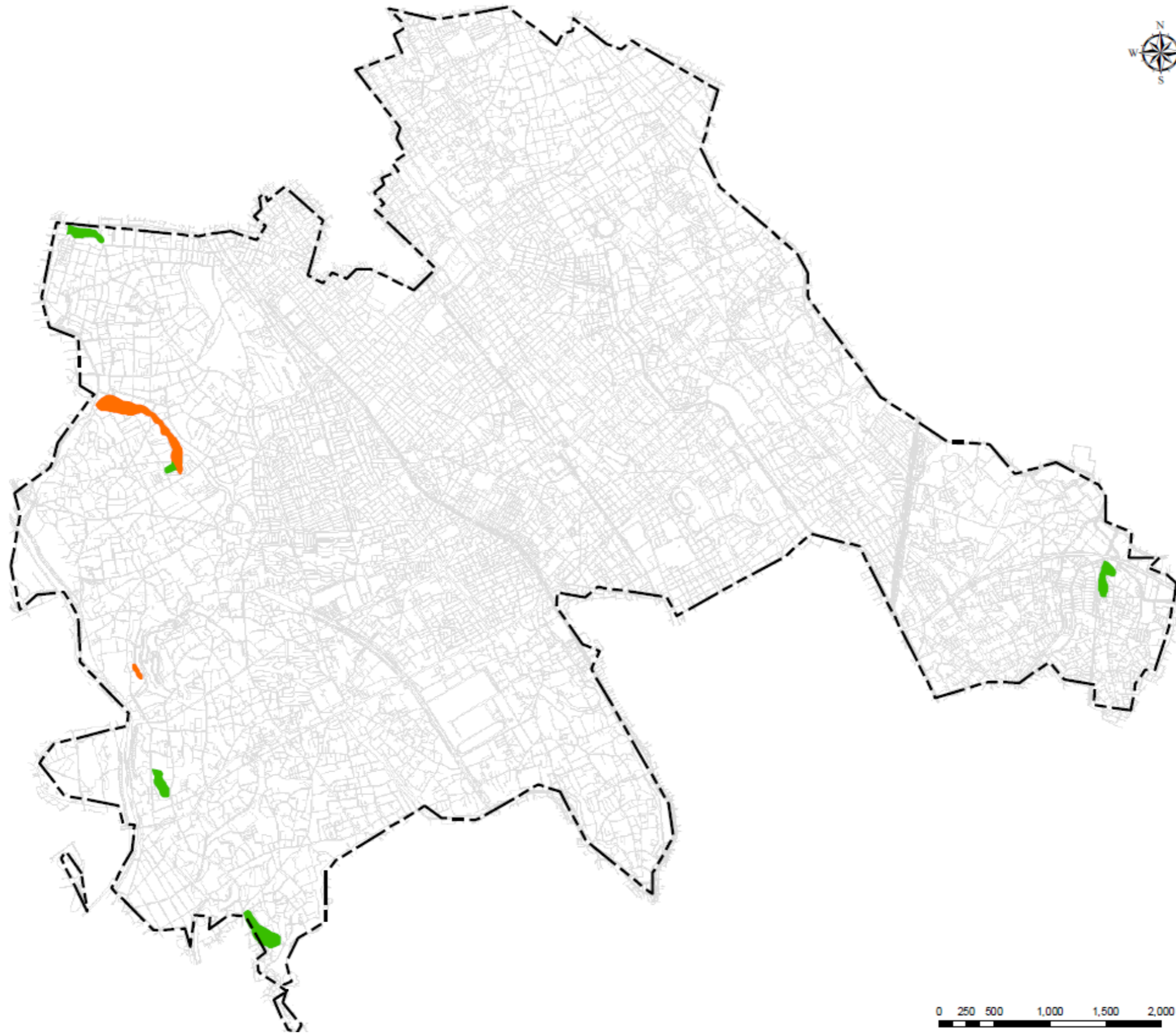
過剰間隙水圧消散工の例

埼玉県都市整備部都市計画課開発指導担当
 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
 Tel 048-830-5486 Fax 048-830-4881
 E-Mail a5330@pref.saitama.lg.jp

上尾市都市整備部開発指導課
 〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
 Tel 048-775-8194
 E-Mail s357000@city.ageo.lg.jp

大規模盛土造成地マップ（上尾市）

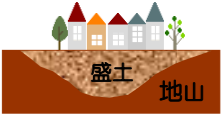
「大規模盛土造成地マップ」とは、谷間や斜面に大規模な盛土を行い宅地造成した場所（谷埋め型盛土、腹付け型盛土）のおおむねの範囲を示したものです。




地図の凡例

--- 【行政界】

■ 【谷埋め型盛土造成地】
地山が谷となる部分を盛土して地盛土面積が3,000㎡以上となっているものです。



■ 【腹付け型盛土造成地】
原地盤(地山)の勾配が20度以上かつ盛土高5m以上の盛土となっているものです。



お問い合わせは...

埼玉県都市整備部
都市計画課
開発指導担当
TEL 048(830)5486

上尾市開発指導課
TEL 048(775)5111(代)

